

〔 利 用 上 の 注 意 〕

1 本調査を利用する場合の留意点

- (1) 本調査の性質上、調査項目が多岐にわたり、また、複雑なことから、調査票全般の記入が得られない場合があるため、回答を得た部分について集計を行っている。このため、項目ごとの集計社数が異なり、集計項目間の対応関係がとれていない場合がある。
例えば、「モデル所定内賃金」における年齢30歳、35歳、40歳等の各賃金額の回答社数は、集計社数と同一であるとは限らないので注意を要し、数値の解釈には多少の幅をみる必要がある。
- (2) 本調査の調査対象労働者は、原則として、臨時・日雇労働者、パートタイム労働者等を除く全労働者としているが、回答企業の事情により、組合員のみを対象とした回答などが含まれる場合がある。
- (3) 本調査の調査対象の時期は、原則として、調査年の6月としているが、回答企業の都合により他の期間を対象とした回答が含まれる場合がある。
- (4) 年齢については、原則として、調査時点（平成20年6月）現在の満年齢としているが、一部集計（集計第14表、第15表及び第16表）においては平成20年4月1日現在の年齢としている。

2 前年までの調査結果と合わせて、時系列で利用する場合の留意点

- (1) 本調査は中央労働委員会が行う労働関係の調整の際の参考とするために実施しているもので、必要に応じて、調査年ごとに調査の内容の詳細に修正を加えている場合があり、必ずしも、前回調査と同様の調査を行っているものではないため、時系列の経過をみる場合には注意が必要である。
- (2) 平成16年調査から、産業区分の「金属鉱業」、「石炭鉱業」及び「石油鉱業」を「鉱業」に、「羊毛」及び「麻」を「羊毛・麻」にそれぞれまとめている。
- (3) 平成16年調査から、「実在者所定内賃金」（企業平均値）の集計に代えて「実在者平均所定内賃（労働者数による加重平均値）の集計に改めたことにより、数値の性格や傾向が変わっている。
- (4) 今回調査で実施した「家族手当」、「地域手当（都市手当）」の前回調査は平成18年調査、「別居（単身赴任）手当」の前回調査は平成16年調査である。
- (5) 「家族手当」について、今回調査では「支給対象家族」を所得税法上の控除対象者に限定していない。
- (6) 「別居（単身赴任）手当」について、今回調査では支給期間の調査は行っていない。

3 表中の符号等の用法

「—」・・・回答を得ていないもの

「0.0 又は 0.00」・・・0 < 当該数値 < 0.1 又は 0.01 であったもの

「*」・・・当該表において、回答企業が1社であったもの及び年齢階級別所定内賃金の特性値における各年齢階層の労働者が3人以下であったもの。

4 その他

- (1) 産業分類は、労働関係の調整の必要から独自に区分したものであり、日本標準産業分類による産業区分とは必ずしも一致しない。
- (2) 産業分類の「その他の産業」には観光、ホテル、情報処理等が含まれる。
- (3) 集計第 17 表については、回答企業が 1 社であった産業は掲載していない。
- (4) 集計第 14 表、第 15 表及び第 16 表において、「事務・技術労働者」と「生産労働者」の区分が困難であると回答した企業については、「事務・技術労働者」として集計した。
- (5) 「調査結果の概要」（6 頁～20 頁）本文において、参考として、その内容に係る集計データ（22 頁以降の集計表）を【集計第○表】と表記している。なお、本文中の表については（表○）と表記している。